

円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和元年9月末現在

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進基金 (円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業)	
法人名	一般社団法人低炭素投資促進機構	
基金額(国庫補助金相当額)	200,000百万円(200,000百万円)	
基金事業の目的	円高やエネルギー制約といった状況下においても、「エネルギーや原材料の効率化」や「高付加価値な製品づくり」を支援することによって、産業の空洞化を防止し、国内産業の競争力強化を図る。	
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	円高やエネルギー制約を克服するとの観点から、産業競争力強化・空洞化防止に向け、最新設備・生産技術等の導入を支援するために、設備投資に係る費用の一部を補助する。	
基金事業を終了する時期	円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業実施要領の第2の6(1)により、「基金設置法人が基金管理を行う期間は、原則として平成26年度に補助事業が終了し、第3の1(2)に定める報告に係る業務が終了するまでとする。」と規定。	
次回の見直し時期	—	
基金事業の目標	事業による設備等投資波及効果	

2. 見直し結果

項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	平成26、27、28、29、30年度において、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」に基づく見直しを実施。	
目標達成の評価	交付事業者数は871件、交付額約1,537億円に対する設備等投資波及効果は約8,180億円であり、目標を達成。	
基金の保有割合	1.00	
	基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) (30年度末の基金額(1,485百万円)－当年度の国庫返納額(1,344百万円))÷(事業費所要見込額(0百万円)＋管理費所要見込額(141百万円))
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有
	[有の場合]該当する理由:『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』(H18年8月15日 閣議決定)3.(4)ア①/エに基づき、令和元年7月に1,344百万円を国庫返納済み。	
その他		

3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金	資金の安全性と流動性が確保されるため	661
短期・長期信託		
有価証券		
国債		
政保債、地方債		
その他社債等		

4. 執行状況

(単位:百万円)

			平成30年度	平成31年度見込み
収入	国費	運用収入	-	-
	国費以外	出資等	-	-
		運用収入	-	-
		その他	1,344	-
	前年度繰り越し		387	1,485
	(マイナス)返納額		-221	-1,344
	合計(a)		1,510	141
(事業支出費等)	事業費(交付額)		-	-
	管理費(※3)		24	26
	合計(b)		24	26
基金残高(a-b)			1,485	116
出資残高			-	-
貸付残高			-	-
債務保証残高			-	-

<交付額等>

	25年度
交付決定件数	951件
交付決定額	188,272百万円

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)

※3支出先は当法人及び事務局